

公募型プロポーザル実施の公示

2021年11月19日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業(広域周遊観光促進事業)(うち、滞在コンテンツ造成事業)「③丹波コース」

(2) 事業の目的

関西のインバウンド市場では、コロナ禍前においては京都、大阪といった関西のコア・エリアに訪日旅行客が集中する傾向にあり、関西周辺地域へ分散化してもらうことが課題であった。当本部では2019年より、「THE EXCITING KANSAI」ブランドにて広域観光を積極的に推進、「8つのエリア、8つのストーリー」による積極的なマーケティング活動を行い、それらの問題を解決してさらなる優良なインバウンド市場形成に寄与できるよう取組みを行ってきた。

本事業は、その THE EXCITING KANSAI の一環の主要事業であり、当事業の趣旨を十分に理解したうえで、とくにインバウンド旅客入国再開後を見据え、関西エリアが今まで以上に優良なインバウンド市場として形成される取組みとなることを目的としている。

(3) 事業の概要

- ① 欧米の富裕層を意識したセルフガイドツアーによる商品の造成および販売業務を実施する。
- ② 商品造成活動を通じ、関係する地域 DMO 等との十分な打合せや積極的な情報共有により、当該地域に何らかの気づきを与えるきっかけになること
- ③ 自社での販売は必須とし、その際には自社以外の OTA などで販売できるかどうか検討すること
- ④ その他の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

3,300,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 当本部が実施している THE EXCITING KANSAI の取組を十分に理解していること。
- (2) 造成対象となる地域 DMO などから観光素材等に関する十分な情報収集活動を平素より実施していること。できればエリア関係者を集めた打ち合わせ等をすでに実施していることが望ましい。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の「セルフガイドツアー事業」に関する造成実績があること
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 東野
メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2021年11月19日(金)から2021年11月26日(金)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

- ・募集要領：[https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/募集要領\(③丹波\)_k211119.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/募集要領(③丹波)_k211119.pdf)
- ・仕様書：[https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/仕様書\(③丹波\)_k211119.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/仕様書(③丹波)_k211119.pdf)
- ・評価要領：[https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/12/評価要領\(③丹波\)_k211119.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/12/評価要領(③丹波)_k211119.pdf)
- ・評価基準：[https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/評価基準\(③丹波\)_k211119.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/評価基準(③丹波)_k211119.pdf)
- ・提案書様式(1)～(5)：
[https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/提案様式1～5\(③丹波\)_k211119.docx](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/11/提案様式1～5(③丹波)_k211119.docx)

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2021年12月3日(金) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2021年11月29日(月)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL：<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

① 受託候補者の名称及び総合点

② 参加者の名称

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上